

答 申

諮問第180号

第1 審査会の結論

和歌山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった「平成24年4月20日当時の和歌山東警察署の警察官の氏名がわかる文書」の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った部分開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成28年2月26日付けで公文書開示請求を行った。実施機関は、審査請求人に補正通知を送付し、審査請求人からの補正により、本件開示請求の対象公文書を「事務分掌【24.4.16付】の送付について」と特定し、一部を開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成28年3月22日付け務第264号で審査請求人に通知した。
- 2 審査請求人は、平成28年5月2日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である和歌山県公安委員会に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消し及び和歌山県和歌山東警察署事務分掌表（平成24年4月16日現在）で、黒く塗られた所に書かれている「○

〇〇」と発音が近い警察官の氏名の開示決定の裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、審査請求人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

3 本件処分の妥当性について

(1) 「氏名」及び「印影」

警察官という職業をやっていきたいのであれば、私生活に影響を及ぼされる可能性がある事は覚悟の上ですべきであり、氏名が公開されなければ、不正な事を警察官がしても、調査が困難になり、警察官にとっては逃げて隠れる事ができる事になるので、公開するべきである。警部補以下の警察職員は氏名が非公開と言っても、警察手帳は見せてもらう事があるので、氏名を知る機会はある。情報公開制度では非公開なのに、警察手帳は見せる事ができるのは矛盾する。

(2) 「警察専用電話番号（以下「警電番号」という。）」

「警電番号」の非開示については、異議はない。

(3) 「係長、主任及び係員の欄」及び「現員表の欄」

彼の氏名は警察の事態対処体制でもなく、公開されても将来の犯行を容易にする事もないはずである。どこに所属するかが分かれば捜査に支障を生じたり犯行を容易にしたりする可能性があるのであれば、氏名だけを公開し、係長、主任、係員のどこに所属するかについて非公開とすればいいのではないか。つまり、事務分掌表とは別の紙に、「〇〇〇」と発音が近い警察官の本当の氏名、所属する課、所属する係を書いたものか、「〇〇〇」と発音が近い警察官の警察手帳をコピーして郵送してくれば良い。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書及び審査請求に対する理由説明

書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

本件対象公文書は、「事務分掌【24.4.16付】の送付について」であり、以下の部分を開示しない部分として、公文書部分開示決定を行った。

(1) 「氏名」及び「印影」

警察職員の氏名を公にした場合、特定の個人が識別でき、その者の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置づけた上で、和歌山県警察においては、警部（警部相当職を含む。以下同じ。）以上の階級にある者の職名と氏名は公表しており、条例第7条第2号ただし書に該当することから開示するが、警部補（警部補相当職を含む。以下同じ。）以下の階級にある者の氏名については、慣行として公にしておらず、条例第7条第2号ただし書に該当しないため非開示とした。警部補以下の階級にある者の印影についても、同じ理由により非開示とした。

(2) 「警電番号」

当該番号を公にすることにより、警察業務の適正な遂行に欠かせない警察通信業務に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第4号及び第6号に該当するため非開示とした。

(3) 「係長、主任、係員の欄（警務課及び会計課を除く。）」及び「現員表のマスク部分」

「係長、主任、係員の欄（警務課及び会計課を除く。）」及び「現員表のマスク部分」は、公にされていない警察の捜査、警備・保安及び留置業務に関する事態対処体制に係る情報であり、公にすることにより、将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれ等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第4号に該当するため非開示とした。

2 条例第7条第2号ただし書の該当性について

和歌山県警察において、警部以上の階級にある警察職員の氏名は人事異動において公表し、報道機関への情報提供を行っているが、警部補以下の階級にある警察職員の氏名は、公にしていない。職員録においても、警部以上の階級にある警察職員は公にしているが、警部補以下の階級にある警察職員は公にしていない。また、警察手帳は職務執行をする上で必要がある場合に提示するが、情報公開制度の開示請求とは全く別の話である。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件審査請求の対象について

実施機関は、本件対象公文書である「事務分掌【24.4.16付】の送付について」のうち、「氏名」、「警電番号」、「印影」、「係員、主任、係員の欄（警務課及び会計課を除く。）」及び「現員表のマスキング部分」を開示しない部分として、公文書部分開示決定を行った。これらの非開示部分のうち、審査請求人は、黒く塗られた所に書かれている「〇〇〇」と発音が近い警察官の氏名の開示決定の裁決を求めると主張している。このため、当審査会としては、本件対象公文書のうち警察職員の氏名の非開示部分（以下「本件警察職員の氏名」という。）について判断する。

3 条例第7条第2号について

(1) 条例第7条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営

む個人の当該事業に関する情報を除く。) であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」(以下「個人情報」という。) については、非開示とすることを規定している。また、同号ただし書では、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文に規定する非開示とする個人情報から除くことを規定している。

(2) 実施機関は、警察職員の氏名は個人情報に該当し、また、警部補以下の階級にある者の氏名については、慣行として公にしておらず、条例第7条第2号ただし書に該当しないため非開示とした旨主張している。これに対し、審査請求人は、警察官という職業であれば、氏名を公開すべきであり、情報公開制度では警部補以下の警察職員は氏名が非公開と言っても、警察手帳は見せてもらう事があるので矛盾する旨主張するので、以下検討する。

(3) 本件警察職員の氏名は、特定の個人を識別できるものであるため、条例第7条第2号本文に該当すると判断する。

当審査会において、実施機関の説明及び資料により確認し、インカメラ審理により見分したところ、本件警察職員の氏名は警部補以下の階級にある者の氏名である。また、警部以上の階級にある警察職員の氏名については人事異動において公表し、報道機関への情報提供を行っているが、警部補以下の階級にある警察職員の氏名については、公表しておらず、職員録においても、警部以上の階級にある警察職員については公にしているが、警部補以下の階級にある警察職員については公にしていないう事実が認められる。

また、審査請求人は、警察官は警察手帳を見せてくれるので

あるから氏名を開示すべきであると主張するが、警察手帳規則（昭和29年国家公安委員会規則第4号）は第5条において「職務の執行に当たり、警察官、皇宮護衛官又は交通巡視員であることを示す必要があるときは、証票及び記章を呈示しなければならない」と規定していることから、警察手帳はあくまでも警察官が職務執行上必要があるときに呈示されるものであり、このことをもって、警部補以下の階級にある警察職員の氏名が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に当たるとは認められない。

したがって、本件警察職員の氏名は、条例第7条第2号ただし書アに該当せず、また同号ただし書イ及びウにも該当しない。

よって、本件警察職員の氏名を非開示とした本件処分は妥当である。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人は、本件開示請求の対象公文書とは別の紙に「〇〇〇」と発音が近い警察官の本当の氏名、所属する課、所属する係を書いたもの、又は当該警察官の警察手帳をコピーしたものを郵送してくれればよい旨を要望しているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、審査請求人の当該要望の妥当性については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成28年5月19日	○諮問（実施機関）

平成28年6月2日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成28年6月21日	○審査請求人からの意見書を受理
平成28年7月4日	○審査請求人からの追加意見書を受理
平成28年7月19日	○審議
平成28年8月3日	○実施機関からの説明資料を受理
平成28年8月16日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成28年8月30日	○審議
平成28年9月12日	○審議
平成28年10月3日	○審議